▶❶ 要件

該当する要件にチェックを付けます。
なお、２以上の項目に該当する場合は、いずれか１つの項目にチェックを付けます。

※ 「特別障害者」とは、障害者のうち、身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている人など、精神又は身体に重度の障害のある人をいいます。
詳しくは、国税庁ホームページのタックスアンサー「No.1160障害者控除」をご確認ください。

左記のページはこちらから

※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和４年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。

※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和４年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。
なお、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、あなたと生計を一にし、令和４年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人も扶養親族に含まれます。

▶❷ ☆扶養親族等

「要件」欄で「同一生計配偶者が特別障害者」、「扶養親族が特別障害者」、「扶養親族が年齢23歳未満」の項目にチェックを付けた場合、その要件に該当する同一生計配偶者又は扶養親族の氏名、個人番号及び生年月日等を記載します。
なお、「扶養親族が特別障害者」、「扶養親族が年齢23歳未満」の項目にチェックを付けた場合でその扶養親族が２人以上いる場合は、いずれか１人の氏名、個人番号及び生年月日等を記載します。
また、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶❸ ★特別障害者

「特別障害者に該当する事実」欄には、障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（障害の等級）などの特別障害者に該当する事実を記載します。

※特別障害者に該当する人が「扶養控除等（異動）申告書」に記載している特別障害者と同一である場合には、「扶養控除等申告書のとおり」にチェックを付けることで差し支えありません。

○　令和４年分　給与所得者の保険料控除申告書

令和４年分　給与所得者の保険料控除申告書

記載のしかたはこちら　(保)

1

所轄税務署長			(フリガナ)	ヤマカワ　タロウ
神田 税務署長	給与の支払者の名称（氏名）	○○○○　株式会社	あなたの氏名	山川　太郎
	給与の支払者の法人番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者（個人を除きます。）が記載してください。 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7		
	給与の支払者の所在地（住所）	東京都千代田区神田錦町３－３	あなたの住所又は居所	東京都練馬区栄町23－7

2

生命保険料控除

区分	保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人 氏名	あなたとの続柄	新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額（分配を受けた剰余金等の控除後の金額）(a)	給与の支払者の確認
一般の生命保険料	●●生命	養老	10年	山川 太郎	山川 明子	妻	(新)・旧	(a) 25,000円	
	××生命	養老	10年	〃	〃	〃	新・(旧)	(a) 80,000	
							新・旧	(a)	
							新・旧	(a)	
	(a)のうち**新保険料等**の金額の合計額	A 25,000円	Aの金額を下の**計算式Ⅰ（新保険料等用）**に当てはめて計算した金額	①（最高40,000円） 22,500円			計（①＋②）	③（最高40,000円） 40,000円	
	(a)のうち**旧保険料等**の金額の合計額	B 80,000円	Bの金額を下の**計算式Ⅱ（旧保険料等用）**に当てはめて計算した金額	②（最高50,000円） 45,000円			②と③のいずれか大きい金額	㋑ 45,000円	
介護医療保険料	●●生命	介護	10年	山川 太郎	山川 明子	妻		(a) 80,000円	
								(a)	
								(a)	
	(a)の金額の合計額	C 80,000円					Cの金額を下の**計算式Ⅰ（新保険料等用）**に当てはめて計算した金額	㋺（最高40,000円） 40,000円	
個人年金保険料	●●生命	○○年金	30年	山川 太郎	山川 太郎 支払開始日 R19・7・1	本人	(新)・旧	(a) 90,000円	
	××生命	○○年金	30年	〃	山川 太郎 支払開始日 R19・7・1	〃	新・(旧)	(a) 30,000	
					支払開始日 ・ ・		新・旧	(a)	
	(a)のうち**新保険料等**の金額の合計額	D 90,000円	Dの金額を下の**計算式Ⅰ（新保険料等用）**に当てはめて計算した金額	④（最高40,000円） 40,000円			計（④＋⑤）	⑥（最高40,000円） 40,000円	
	(a)のうち**旧保険料等**の金額の合計額	E 30,000円	Eの金額を下の**計算式Ⅱ（旧保険料等用）**に当てはめて計算した金額	⑤（最高50,000円） 27,500円			⑤と⑥のいずれか大きい金額	㋩ 40,000円	

計算式Ⅰ（新保険料等用）※ A、C又はDの金額	控除額の計算式	計算式Ⅱ（旧保険料等用）※ B又はEの金額	控除額の計算式	生命保険料控除額 計（㋑＋㋺＋㋩）（最高120,000円）
20,000円以下	A、C又はDの全額	25,000円以下	B又はEの全額	120,000円
20,001円から40,000円まで	（A、C又はD）×1/2＋10,000円	25,001円から50,000円まで	（B又はE）×1/2＋12,500円	
40,001円から80,000円まで	（A、C又はD）×1/4＋20,000円	50,001円から100,000円まで	（B又はE）×1/4＋25,000円	
80,001円以上	一律に40,000円	100,001円以上	一律に50,000円	

※　控除額の計算において算出した金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

3

地震保険料控除

保険会社等の名称	保険等の種類（目的）	保険期間	保険等の契約者の氏名／保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している者等の氏名	あなたとの続柄	地震保険料又は旧長期損害保険料区分	あなたが本年中に支払った保険料等のうち、左欄の区分に係る金額（分配を受けた剰余金等の控除後の金額）Ⓐ	給与の支払者の確認
××火災	地震（建物）	5年	山川 太郎／〃	本人	(地震)・旧長期	42,000円	
▲▲火災	積立傷害	20年	山川 太郎／〃	本人	地震・(旧長期)	14,800	

Ⓐのうち地震保険料の金額の合計額	Ⓑ 42,000円
Ⓐのうち旧長期損害保険料の金額の合計額	Ⓒ 14,800円
地震保険料控除額	（Ⓑの金額（最高50,000円） 42,000円）＋（Ⓒの金額（Ⓒの金額が10,000円を超える場合は、Ⓒ × 1/2+5,000 円）※（最高15,000円） 12,400円）＝（最高50,000円） 50,000円

社会保険料控除

社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担することになっている人 氏名	あなたとの続柄	あなたが本年中に支払った保険料の金額
				円
合計（控除額）				円

小規模企業共済等掛金控除

種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	円
確定拠出年金法に規定する**企業型**年金加入者掛金	
確定拠出年金法に規定する**個人型**年金加入者掛金	
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
合計（控除額）	円

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

1　氏名、住所などの記入

❶ 所轄税務署長	給与の支払者の名称（氏名）	○○○○　株式会社	(フリガナ) あなたの氏名	ヤマカワ　タロウ 山川　太郎
神田 税務署長	❷ 給与の支払者の法人番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者（個人を除きます。）が記載してください。 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7		
	給与の支払者の所在地（住所）	東京都千代田区神田錦町３－３	あなたの住所又は居所	東京都練馬区栄町23－7

▶❶ 所轄税務署長

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

▶❷ 給与の支払者の法人番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

2　生命保険料控除額の記入

❶ 生命保険料控除

区分	保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人 氏名	あなたとの続柄	新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額（分配を受けた剰余金等の控除後の金額）(a)	給与の支払者の確認
一般の生命保険料	❷●●生命	養老	10年	山川 太郎	山川 明子	妻	(新)・旧	(a) 25,000円	
	××生命	養老	10年	〃	〃	〃	新・(旧)	(a) 80,000	
							新・旧	(a)	
							新・旧	(a)	
介護医療保険料	❸●●生命	介護	10年	山川 太郎	山川 明子	妻		(a) 80,000円	
								(a)	
								(a)	
個人年金保険料	❹●●生命	○○年金	30年	山川 太郎	山川 太郎 支払開始日 R19・7・1	本人	(新)・旧	(a) 90,000円	
	××生命	○○年金	30年	〃	山川 太郎 支払開始日 R19・7・1	〃	新・(旧)	(a) 30,000	
					支払開始日 ・ ・		新・旧	(a)	

区分	合計額		計算した金額				
一般の生命保険料	(a)のうち**新保険料等**の金額の合計額	A 25,000円	Aの金額を下の**計算式Ⅰ（新保険料等用）**に当てはめて計算した金額	①（最高40,000円） 22,500円	計（①＋②）	③（最高40,000円） 40,000円
	(a)のうち**旧保険料等**の金額の合計額	B 80,000円	Bの金額を下の**計算式Ⅱ（旧保険料等用）**に当てはめて計算した金額	②（最高50,000円） 45,000円	②と③のいずれか大きい金額	㋑ 45,000円
介護医療保険料	(a)の金額の合計額	C 80,000円			Cの金額を下の**計算式Ⅰ（新保険料等用）**に当てはめて計算した金額	㋺（最高40,000円） 40,000円
個人年金保険料	(a)のうち**新保険料等**の金額の合計額	D 90,000円	Dの金額を下の**計算式Ⅰ（新保険料等用）**に当てはめて計算した金額	④（最高40,000円） 40,000円	計（④＋⑤）	⑥（最高40,000円） 40,000円
	(a)のうち**旧保険料等**の金額の合計額	E 30,000円	Eの金額を下の**計算式Ⅱ（旧保険料等用）**に当てはめて計算した金額	⑤（最高50,000円） 27,500円	⑤と⑥のいずれか大きい金額	㋩ 40,000円

計算式Ⅰ（新保険料等用）※ A、C又はDの金額	控除額の計算式	計算式Ⅱ（旧保険料等用）※ B又はEの金額	控除額の計算式	生命保険料控除額 計(㋑＋㋺＋㋩)（最高120,000円）
20,000円以下	A、C又はDの全額	25,000円以下	B又はEの全額	❺ 120,000円
20,001円から40,000円まで	(A、C又はD)×1/2＋10,000円	25,001円から50,000円まで	(B又はE)×1/2＋12,500円	
40,001円から80,000円まで	(A、C又はD)×1/4＋20,000円	50,001円から100,000円まで	(B又はE)×1/4＋25,000円	
80,001円以上	一律に40,000円	100,001円以上	一律に50,000円	

※　控除額の計算において算出した金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

▶❶ 生命保険料控除

保険会社等の名称、保険等の種類などを生命保険料控除証明書や契約証書などを参考に記載します（「新・旧の区分」には、生命保険料控除証明書等に記載されている適用制度の新旧区分を記載します。）。

なお、保険金等の受取人は、あなた又はあなたの配偶者や親族（個人年金保険料については親族を除きます。）であることが必要です。

※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、旧生命保険料で一契約の保険料の金額が9,000円以下であるものを除き、証明書類の添付等が必要です。

▶❷ 一般の生命保険料

（保険料控除証明書からの記載例）

（イメージ）保険料控除証明書（一部抜粋）

令和４年分　生命保険料控除証明書

契約番号（証券記号番号）	保険払込期間	保険種類	適用制度
○○○○△△△△	10 年	養老	(新)生命保険料控除制度
払込方法	**契約日**	**保険期間**	**年金支払開始日**
月払	○年○月○日	10 年	
保険金受取人名			**保険受取人生年月日**
山川　明子			○年○月○日

一般	一般の生命保険料（A） 25,000 円	配当金（相当額）（B） 0 円	一般証明額（A－B） 25,000 円
介護	介護医療保険料（C）	配当金（相当額）（D）	介護医療証明額（C－D）
年金	個人年金保険料（E）	配当金（相当額）（F）	個人年金証明額（E－F）

（記載例の控除額の計算）

①欄：25,000円×1/2＋10,000円＝22,500円（計算式Ⅰ）

②欄：80,000円×1/4＋25,000円＝45,000円（計算式Ⅱ）

③欄：22,500円＋45,000円＝67,500円→最高40,000円

㋑欄：控除額は、②と③のいずれか大きい金額→45,000円

▶❸ 介護保険料

（記載例の控除額の計算）

㋺欄：80,000 円×1/4＋20,000円＝40,000円（計算式Ⅰ）

▶❹ 個人年金保険料

（記載例の控除額の計算）

④欄：90,000円→最高40,000円（計算式Ⅰ）

⑤欄：30,000円×1/2＋12,500円＝27,500円（計算式Ⅱ）

⑥欄：40,000円＋27,500円＝67,500円→最高40,000円

㋩欄：控除額は、⑤と⑥のいずれか大きい金額→40,000円

▶❺ 生命保険料控除額

（記載例の控除額の計算）

㋑45,000円＋㋺40,000円＋㋩40,000円＝125,000円

→最高120,000円

※　記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

3　地震保険料控除額等の記入

❶ 地震保険料控除

保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の契約者の氏名 / 保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している者等の氏名	あなたとの続柄	地震保険料又は旧長期損害保険料区分	あなたが本年中に支払った保険料等のうち、左欄の区分に係る金額（分配を受けた剰余金等の控除後の金額）Ⓐ	給与の支払者の確認
××火災	地震（建物）	5年	山川 太郎 / 〃	本人	(地震)・旧長期	42,000円	
▲▲火災	積立傷害	20年	山川 太郎 / 〃	本人	地震・(旧長期)	14,800	

Ⓐのうち地震保険料の金額の合計額	Ⓑ 42,000円
Ⓐのうち旧長期損害保険料の金額の合計額	Ⓒ 14,800円
地震保険料控除額	（Ⓑの金額（最高50,000円） 42,000円）＋（Ⓒの金額（Ⓒの金額が10,000円を超える場合は、Ⓒ × 1/2+5,000 円）※（最高15,000円） 12,400円）＝（最高50,000円） 50, 000円

❷ 社会保険料控除

社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担することになっている人 氏名	あなたとの続柄	あなたが本年中に支払った保険料の金額
				円
合計（控除額）				円

❸ 小規模企業共済等掛金控除

種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	円
確定拠出年金法に規定する**企業型**年金加入者掛金	
確定拠出年金法に規定する**個人型**年金加入者掛金	
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
合計（控除額）	円

▶❶ 地震保険料控除

保険会社等の名称、保険等の種類などを地震保険料控除証明書や契約証書などを参考に記載します（「地震保険料又は旧長期損害保険料区分」欄には、地震保険料控除証明書等に記載されている適用制度の区分に○を付けます。）。

保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している人は、あなた又はあなたと生計を一にする親族であることが必要です。

※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、証明書類の添付等が必要です。

（保険料控除証明書からの記載例）

（イメージ）地震保険料控除証明書（一部抜粋）

令和４年分　地震保険料控除証明書

保険契約者氏名	山川　太郎
証券番号	○○○○××××
保険の種類	地震保険
保険の対象又は被保険者	建物
保険期間	令和４年１月１日から令和８年 12 月 31 日まで５年間
払込方法	一時払
１回分保険料	42,000 円
控除対象保険料	42,000 円
満期返戻金の有無	無
その他	上記保険料は、所得税法第 77 条第１項に規定する地震保険料に該当するものです。

（記載例の「地震保険料控除額」の控除額の計算）

地震保険料の控除額

42,000円（Ⓑの金額、最高50,000円）

＋12,400円（Ⓒの金額が10,000円を超える場合はⒸ×1/2＋5,000円、最高15,000円）

＝54,400円→最高50,000円

▶❷ 社会保険料控除

国民年金保険料など、あなたが直接支払った社会保険料を記載します。給与から差し引かれた社会保険料は記載しません。

※国民年金の保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金を記載する場合は、「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際、その証明書類の添付等が必要です。

▶❸ 小規模企業共済等掛金控除

iDeCo（個人型確定拠出年金）の掛金など、あなたが直接支払った小規模企業共済等掛金を記載します。給与から差し引かれた掛金は記載しません。

※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、証明書類の添付等が必要です。

※　記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。